

栃木県立鹿沼高等学校の部活動に係る活動方針

目 標	○ 部活動は、学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校の教育活動の一環として実施するものであることから、活動する生徒が部活動をととして余暇を有効に活用して心身を鍛え、充実した学校生活を送ろうとする主体的な態度を養う。 ○ 部活動をととして、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等の望ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲を向上させ、自己肯定感・責任感・連帯感を育成する。 ○ 部活動の実施に当たっては、所属する生徒の技術・競技力の向上を図るとともに、部活動をととして個性を伸長させ、自ら選択した競技等を生涯にわたって楽しむ意欲と態度を養う。 ○ 安全管理を徹底し、活動中に起きた「ヒヤリ・ハット」事例を共有して安全対策を講じるなど、学校全体での意識高揚を図りながら、生徒が安心安全に参加できる部活動運営を行う。
休 養 日	○ 原則として、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。その際、できるだけ、週末（土曜日および日曜日）の少なくとも1日を休養日とする。週末に、大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日に振り替える。ただし、中学生より心身が発達している生徒が、本校の部活動での活動を自ら選択し、入学者選抜を経て入学してきたことを踏まえ、本校の実情・競技種目・分野・活動目的等に応じて、週当たりの休養日については、原則として示された日数よりも少なくすることも可能とする。その際も、できるだけ、週末のいずれか一日を休養日とする。 ○ 大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日に振り替える。 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
活 動 時 間	○ 一日の活動時間については、本校の実情・競技種目・分野等の特性などに応じて適切に設置する。生徒の健康管理に十分に配慮し、学校生活や授業等に支障のない範囲で、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。 ○ 原則として、平日の活動は16時30分から2時間程度として19時には完全下校とし、休業日の活動は9時から3時間程度とする。ただし、中学生より心身が発達している生徒が、本校の部活動での活動を自ら選択し、入学者選抜を経て入学してきたことを踏まえ、本校の実情・競技種目・分野・活動目的等に応じて、休業日の一日の活動時間については、原則として示された時間よりも長くすることも可能とする。その際も、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。 ○ 定期試験初日の1週間前から定期試験実施期間（最終日を除く）、年末年始及び校長が指定した日は部活動を行わない。ただし、当該期間において、大会等参加によりやむを得ず活動する場合は、事前に校長に申し出て承認を得る。
設 置 する 部 活 動	【運動部】 バスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、卓球、野球、陸上競技、剣道、弓道、ダンス、サッカー、ホッケー、（水泳）、アーチェリー 【文化部】 サイエンス、アート、音楽〔管弦楽団・合唱団〕、書道、演劇、茶華道、（英語）、写真、手芸、囲碁将棋、ボランティア、（パソコン）、（文芸）、放送、カレー研究 【特記事項】 ※水泳、英語、文芸、パソコン、の各部は2021年度末に廃部とする。
大 会 参 加	各部が参加できる大会は次のとおりとする。ただし、参加に当たっては、生徒の健康面及び学習面に十分配慮するとともに、保護者の経済的負担を考慮する。 ア 県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟、県高等学校文化連盟が主催・共催・後援する大会 イ 県スポーツ協会加盟の競技団体が主催・共催・後援する大会 ウ 事前に校長が参加を許可したその他の大会等
部 活 動 の 運 営	(1) 生徒の健康・安全への配慮 ○ 部活動顧問は、生徒はまだ自分の限界や心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達段階・体力・習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、設備・用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療機関等への連絡体制を整備する。 ○ 部活動顧問は生徒の活動に立ち会い直接指導することを原則とするが、直接練習に立ち会えない場合は、他の教員と連携・協力したり、あらかじめ部活動顧問と生徒との間で約束された安全面に十分留意した内容や方法で活動させ、部活動日誌等により活動内容を把握できるようにする。 ○ 部活動顧問は、天候の急変などの備えあらかじめ代替案を準備し、活動時の気象情報を確認して、危険と判断される場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずる。また、熱中症事故を予防するために、水分補給や健康観察を適切に実施する。 (2) 体罰等の禁止 ○ 部活動顧問は、いかなる理由があっても、部活動の指導において体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。 (3) 保護者の理解と協力を得た活動 ○ 保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができないことから、部活動顧問は、活動の目標・方針・休養日・一日の活動時間・活動内容等について、説明会を開く等の方法で、保護者に周知する。